

清須市

高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画

施策体系案



# ●高齡者福祉計画・第6期介護保険事業計画 施策体系案

## 第6期計画策定で押さえるべきポイント

### ①2025年のサービス水準等の推計

各保険者は計画期間中の給付費を推計して保険料を算定するだけでなく、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年のサービス水準、給付費や保険料水準なども推計し、市町村介護保険事業計画に記載する。推計に当たっては、各保険者におけるサービスの充実の方向性、生活支援サービスの整備等により2025(平成37)年度の保険料水準等がどう変化するかを検証しながら行うこと。

### ②在宅サービス・施設サービスの方向性の提示

「地域包括ケア計画」として、在宅サービス、施設サービスをそれぞれの地域で今後どのような方向性で充実させていくか、地域の特徴を踏まえて中長期的な視点をもって各保険者として方向性を提示する。その際には、75歳以上高齢者、認知症の高齢者など医療と介護の両方を必要とする人の増加に対応し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス及び小規模多機能型居宅介護などの普及が重要。

### ③生活支援サービスの整備

日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して在宅生活を継続できるよう、ボランティア、NPO、協同組合等の多様な主体による多様な生活支援サービスを充実強化するための取組を記載する。平成29年4月までに新しい総合事業を開始し、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を第6期中に事業へ移行することを踏まえ、コーディネータの配置などにより、地域づくりを積極的・計画的に進めることを期待。

### ④医療・介護連携・認知症施策の推進

新たに地域支援事業に位置付けられる医療・介護連携の機能、認知症への早期対応などについて必要な体制の整備など各市町村の第6期における取組方針と施策を示す。第6期期間中に取組可能な市町村から順次具体的に実施。

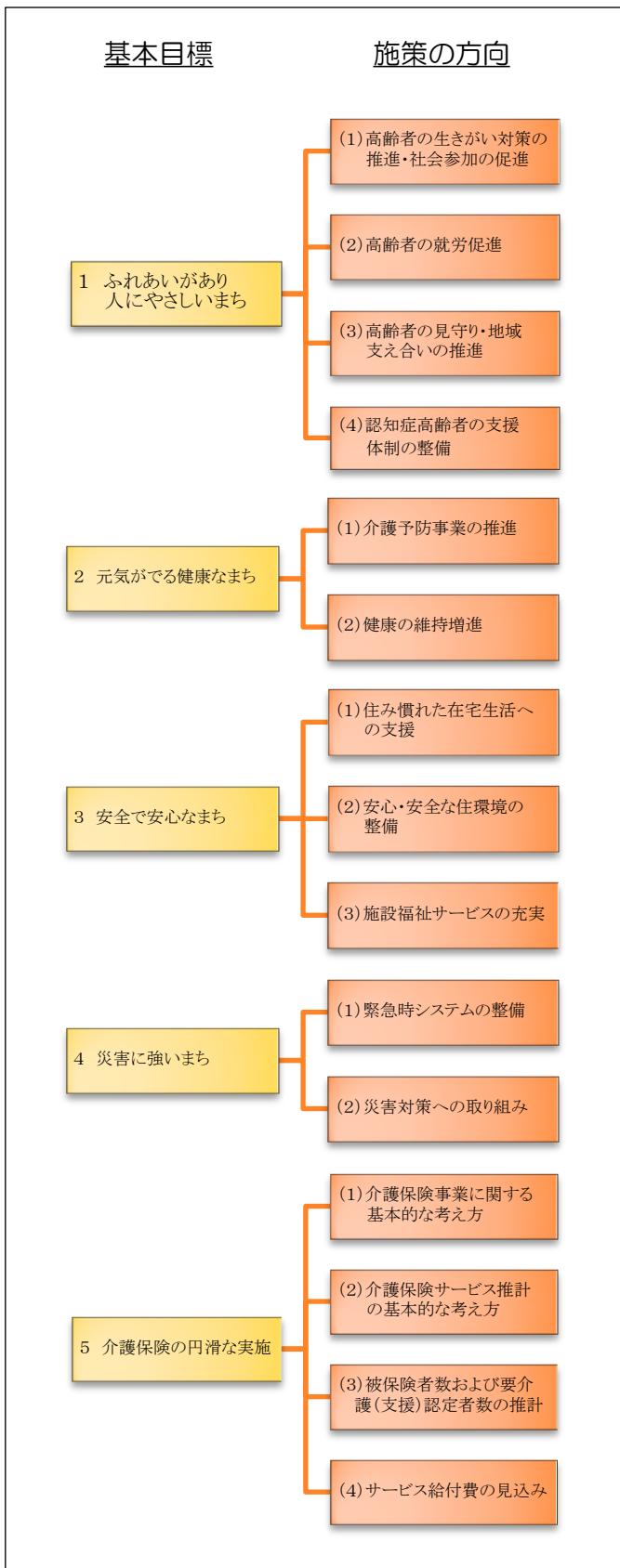
### ⑤住まい

高齢者の日常生活の支援や保健・医療・介護などサービス提供の前提となる住まいに関して、今後どのような方向性で充実させていくか、保険者として方向性を提示する。その際、市町村及び都道府県の住宅関係の計画担当部局、介護保険部局との連携を図る。

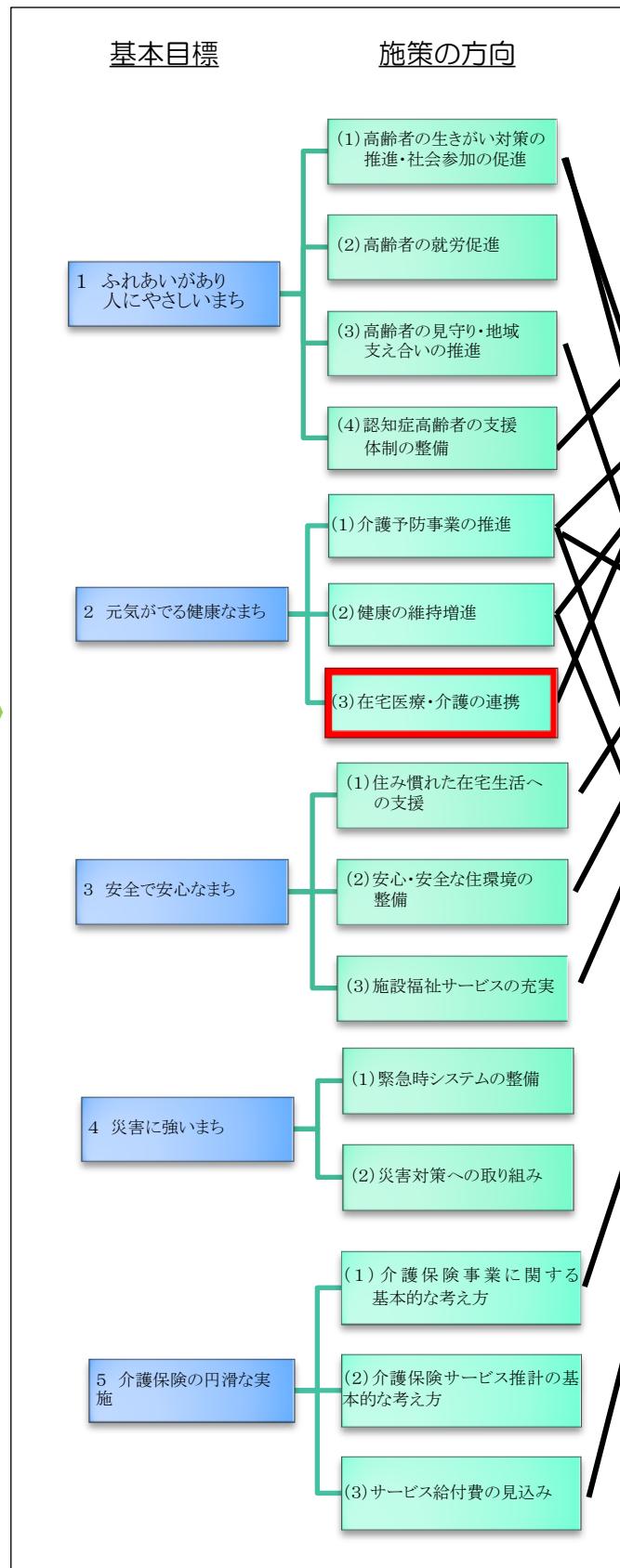
# ● 施策体系案

※基本的に前計画を踏襲し、基本指針で強調された箇所を強化・重点化

## 第5期計画の施策体系



## 第6期計画の施策体系



## 厚労省基本指針(7/28)の概要 (市町村介護事業計画要記載事項)

### 地域包括ケアシステム構築のための重点取組事項

#### ①在宅医療・介護連携の推進

市町村が主体となって地域医師会等の協力を得つつ、在宅医療・介護連携のための体制を充実させる。

#### ②認知症施策の推進

認知症高齢者を地域で支えるため、必要な早期診断等を行う医療機関等の状況を示すとともに、取組の具体的な計画を定める。

#### ③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

・高齢単身・夫婦のみ世帯など支援を必要とする高齢者が増加。  
・コーディネーターを活用し、多様な主体による生活支援サービスの充実を目指す。  
・元氣な高齢者が担い手として活躍することも期待。

#### ④高齢者の居住安定に係る施策との連携

・住まいの提供と住まいでの生活支援サービスは保健・医療・介護サービスの前提。  
・必要に応じ高齢者向けの賃貸住宅や老人ホームの供給目標を定める。  
・養護老人ホームや軽費老人ホームも活用。

#### 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

(入所・居住系サービス、在宅サービス、予防給付サービス)  
・各年度におけるサービス量の見込みと地域密着型サービスの必要入所(利用)定員総数を定める。  
・特別養護老人ホームについては、入所申込者のうち、実際に入所が必要と判断される者の状況も踏まえる。

#### 各年度における地域支援事業の量の見込み

(総合事業、包括的支援事業)  
介護予防・日常生活支援総合事業については、第6期期間中に予防給付等対象サービスのうち訪問介護・通所介護が同事業に移行することに留意して見込む。

#### 各年度における介護給付等対象サービスの確保方策

地域密着サービスの事業者指定への関係者の意見の反映、公募による事業者指定、報酬の独自設定

#### 各年度における地域支援事業の確保方策

(NPO、ボランティア、地縁組織等の活動支援、介護予防の達成状況の点検評価、総合事業の実施状況の調査分析評価)

#### 介護サービス及び地域支援事業の円滑な提供

・介護給付等対象サービス・ケアマネ等との連携  
・総合事業  
・地域包括支援センターの設置及び適切な運営  
介護サービス事業や総合事業等を行う者の情報提供のための体制整備、連携の確保に関する事項を定める。

#### 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表

地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの所在地や事業内容、サービス内容について、介護サービス情報公表システムを活用して、積極的に情報発信。

「介護保険事業費の見込み」で記載

### 第6期における市重点事業

- 在宅医療・介護の連携
- 認知症施策の推進
- 官学連携による介護予防施策の推進